令 和 ２ 年 度

定期監査(事務監査)結果報告書
(前　期)

令和３年１月 18 日提出

登 米 市 監 査 委 員

令和２年度定期監査（事務監査）結果について、登米市監査基準第 20 条第１項に基づき、次のとおり報告する。

１　監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第４項の規定に基づく監査）

２　監査の対象

（１）予算の執行事務（収入・支出事務）
（２）契約事務（建設工事、業務委託）
（３）財産管理事務（施設管理、備品等）
（４）その他（補助金交付等）

３　監査の着眼点

（１）予算執行について
（２）債権管理について
（３）各部署の財産管理について
（４）適正な事務処理について
（５）前回指摘事項の措置状況について

４　監査の主な実施内容

上記着眼点を中心に、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、令和２年度における市の財務に関する事務の執行が、関係法令に則り適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、事務事業の状況について関係職員から説明を聴取し現状の把握をした。

なお、登米市監査基準第 19 条に基づき、対象部署から監査委員の閉会の挨拶（講評）における指摘内容に対する弁明又は見解の聴取を行っている。

５　監査の日程

前期日程については、令和２年 10 月 26 日から同年 11 月 18 日まで、下記の部署を対象に実施した。

実施月日	対　象　部　署	
10 月 26 日	市民生活部	市民生活課
		環境課
10 月 27 日	市民生活部	国保年金課
		健康推進課
10 月 28 日	福祉事務所	生活福祉課
		長寿介護課
10 月 29 日	福祉事務所	子育て支援課
11 月 4 日	消防本部	消防総務課、予防課、警防課、指令課

11 月 5 日	産業経済部	産業総務課
		農林振興課
11 月 9 日	産業経済部	地域ビジネス支援課
	農業委員会事務局	農業委員会事務局
11 月 10 日	環境事業所	クリーンセンター、衛生センター
11 月 11 日	産業経済部	農政課
	建設部	建設総務課
11 月 12 日	建設部	住宅都市整備課
		道路課
11 月 16 日	教育委員会	教育総務課、学校再編推進室
	福祉事務所	中田保育所
11 月 17 日	教育委員会	学校教育課、活き生き学校支援室
		東郷小学校
11 月 18 日	教育委員会	生涯学習課、文化財文化振興室
		歴史博物館

※　定期監査（事務監査）の前期の期間中に、石越保育所、南方子育てサポートセンター、加賀野小学校、浅水小学校、北方幼稚園、東郷幼稚園、西部学校給食センターを対象として、事務局職員による調査を実施した。

なお、その他の保育所(園)、児童館、子育て支援センター、小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター、視聴覚センター、迫図書館、登米図書館、石ノ森章太郎ふるさと記念館、中田生涯学習センター、登米懐古館については書面監査を実施した。

6　監査執行者

監査委員　島　尾　清　次
監査委員　千　葉　良　悦
監査委員　岩　淵　正　宏

7　監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査の着眼点及び各部署に共通する項目は総括事項に、部署ごとに改善を必要とする事項については、個別事項に記述するとおりである。

また、監査の執行の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

監査結果の個別事項に対して措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知されたい。

【総括事項】

総括事項は各部署に共通する事項であり、該当する部署だけではなく、どの部署でも事務事業を遂行する上で共通の認識をもって検証すべき事項となっている。

事務事業を行う際は前例踏襲ではなく、今行っている仕事が何に基づいているのか、その根拠をしっかり理解し、常に事務手続きが規定に則り行われているか確認し、適正かつ効率的な事務処理に努められたい。

１　予算執行について

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業がある一方、その感染防止対策や各種給付金等支給事業を実施するなど、大幅な変更があった。それら支援策の予算については監査基準日（９月 30 日）現在で未執行のものも見受けられたので、効果の早期発現につながるよう、今後の執行に留意されたい。

また、事業の中止等により多額の予算残が見込まれる予算については、適時減額補正するよう努められたい。

なお、各種補助金についても、その交付団体等において事業中止による多額の繰越金が予想されることから、その対応については早期に検討及び交付団体等に周知されたい。

収入調定及び支出負担行為起票の遅れや誤りが見受けられた。これらは収入及び支出の手続きにおいて最初に行われる行為であることを念頭に置き、適正な時期での処理に努められたい。

２　債権管理について

債権を管理する部署においては、引き続き現年度分未収金の発生防止及び過年度分未収金の確実な回収に努められたい。

なお、過年度未収金については、できる限り調査や督促・催告業務等を行い、様々なケースへの最適な対応を検討・実施しながら、その経過・状況を必ず記録し、やむを得ないものについては時効到来後または債権放棄の上、不納欠損とするよう検討されたい。

３　各部署の財産管理について

公有財産については、おおむね登米市公有財産規則等に基づき管理されているが、現在貸付けしている普通財産及び未利用の遊休財産については、払下げなどの処分に引き続き取り組まれたい。

なお、行政財産の貸付または目的外使用許可については、その手法に誤りがないか再度精査されたい。

４　適正な事務処理について

事務処理の厳正かつ適正な執行を確保するため、職員自らがコンプライアンス意識の向上に取り組むとともに、内部統制の構築とその充実強化にも努められたい。

また、次の点については、本監査において見受けられた事例であるので、留意されたい。

（１）公金等の取扱いについては、常に不祥事や事故の発生防止を念頭に置き、マニュアルを遵守し、より一層適正管理に努められたい。

（２）施工業者や補助金交付団体等から提出される書類について、日付等の記載が漏れているものがあった。できるかぎり受取り時に確認し、漏れや誤りがある場合は修正いただくよう努められたい。

（３）市で事務局を有する団体について、その会則及び実施事業に不合理な点等がある場合は、内容を十分吟味し、見直しを検討されたい。

（４）施設使用料及び利用料の徴収時期（前納または後納等）については、指定管理施設を含め、各条例や管理規則を遵守されたい。なお、現状を鑑み、その規定が運用にそぐわない場合等は、改正について検討するとともに、必要があれば市として統一した取扱いとすることも併せて検討されたい。

（５）公衆電話解約手続きの漏れや定期の通知未発送など、事務処理の見落としが見受けられた。処理に要する手順の確認や、通常業務手順のフロー化・効率化を図るなど、見落としがないよう工夫されたい。

（６）設計価格積算時の参考として見積を徴取する場合は、「令和２年度第１回契約事務担当者会議」資料で示されているとおり、複数の業者から徴取し、適正な価格設定に努められたい。

（７）特命随意契約は競争入札を原則とする契約方式の例外であることを認識し、その運用にあたっては、各種法令や市の例規等の遵守を徹底されたい。

５　前回指摘事項の処理状況について

監査の指摘事項に対する措置の状況は、おおむね適正に処理されていた。

６　その他

近年の入札において、最低制限価格を下回り失格となる業者が複数あり、最高額で入札した業者が落札するというケースが見受けられている。経済性の観点からみた場合、設計価格の積算や最低制限価格の設定が適正であったのか検証する必要があると考える。

【個別事項】

本監査において、下記のとおり改善を要する事例が見られたので、関係法令に基づいた適正な事務処理をされたい。

１　環境事業所

（１）衛生センター

・今年度から施設運転管理業務を業者委託しており、その中に手数料収納管理業務も含まれている。その手法について、事故発生防止及び責任の明確化の観点から、公金等取扱マニュアルに則った形となるよう、見直しを検討されたい。

２　産業経済部

（１）農政課

・後継者等肉用牛貸付事業において、貸付期間が満了となる借受者に対し、償還金の納入通知書を送付していなかった。通常業務手順のフロー化や効率化を図るなど、見落としがないよう工夫されたい。

３　建設部

（１）建設総務課

・昨年度からの繰越事業である災害復旧事業において、今年度変更契約をしているが、契約業者との変更協議等の記録がなく、見積書の提出のみで契約している案件があった。令和元年 11 月 28 日付総務部総務課長通知「災害復旧工事等に係る契約手続きの適正な運用について」を拡大解釈することなく、緊急性や災害発生からの期間等を鑑み、適切に処理されたい。

（２）道路課

・（１）建設総務課に同じ

４　教育委員会

（１）学校教育課

・小学校特別支援教室空調設備設置工事の設計時における参考見積を１社からしか徴取していなかった。「令和２年度第１回契約事務担当者会議」資料で示されているとおり、複数の業者から徴取し、適正な価格設定に努められたい。